

令和2年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第3号)

招集年月日	令和2年 6月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 6月 9日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	散会	令和2年 6月 9日 午後 2時 1分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	12番	西嶋二郎	1番	日高学
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	旭林修範	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第 3 号)

令和2年6月9日(火) 午前9時30分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、1番・日高議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

通告1、3番・波多野議員。

●佐竹議長

3番。

●波多野議員

おはようございます。3番の波多野でございます。よろしくお願いいたします。私は通告いたしております避難所における新型コロナウイルス対策はどのように考えておられるかについて伺います。新型コロナウイルス感染も緊急事態宣言は全面解除になったところですが、今年もまた災害の発生する雨期の時期を迎えました。2018年7月豪雨では、江の川が氾濫し、多くの被害が発生したところでして、このような自然災害は、いつどこで発生するのか、予測のつかないところです。このような中、新聞報道等においても指摘されているように、災害時の避難所の運営については、感染しやすい密閉、密集、密接のいわゆる3密状態が懸念されているところです。今回は、従来の避難と違い、色々な対策が必要と考えますが、例えば避難者の健康状態、体調チェック、アルコール消毒、手洗いの徹底、マスクの備蓄等はもちろんのこと、3密を防ぐ意味でも指定避難所以外の地域における自治会の集会所等、可能な限りできるだけ多くの避難所を開設し、体の不自由な方、高齢者、子どもさん方、全ての方が安心して避難所で過ごせるように多くの避難所を開設することが3密を防ぐ意味合いからも言われるのでは思うところですが、こういう状況中において、避難所における新型コロナウイルス感染予防対策は十分に考慮されて、万全を期しておられることとは思っていますが、どのような対策を考えておられるのか伺います。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。ただ今の波多野議員、避難所における新型コロナウイルス対策は、のご質問にお答えいたします。まず、町が指定する避難所は18箇所あり、浸水被害や土砂災害あるいは地震災害など、想定される災害の種類に応じ開設をしております。2018年7月豪雨災害時では、15箇所の指定避難所を開設し、601名の方が避難され、1

夜を過ごされました。新型コロナウイルスにつきましては、感染者や発生地域の減少により、緊急事態宣言は解除されましたが、依然として感染リスクがなくなっておらず、新規感染者の発生が続いている都道府県もあります。気を緩めることなく、感染防止対策を進めていかなければなりません。これから出水期を迎え、通常の避難所対応に加えて、今年は新型コロナウイルスに対する対策を行う必要があります。国から基本的な指針は出ておりますが、具体的な対応は、自治体が地域の状況に応じて、工夫しながら進めていくこととなります。美郷町では避難所の状況などを考慮して、様々な対策を考えております。避難所対策では、まず3密を避けることを基本として、避難所での一人当たりのスペースを確保をするようにしたいと思います。一人当たりのスペースを確保することで、指定避難所の収容人数が相当減少するため、指定避難所以外の分散避難を進めてまいりたいと思います。安全な地域の避難所、知人、親戚宅への避難や可能な方は避難場所の外での車中避難といったことも場合によっては呼びかけていきたいと考えています。また、他の避難場所の確保が難しい地域もありますので、この場合につきましては、地域外の指定避難所への避難も予め検討していただくよう、連合自治会との協議の中でお願いをしている最中でございます。感染予防対策に必要な衛生用品等は、これまで専決処分した予算で既に購入したものに加えまして、この定例会の補正予算でも計上しており、議案の承認をいただきました後に、速やかに購入をしたいと思います。これらの予算でマスク3万枚、消毒液200本、非接触型体温計40本、室内用テント100張、折り畳みベッド100台、マットレス80枚を避難所用に用意します。これらは、指定避難所だけでなく、地域の避難所へも配布するのようにしたいと思います。さらに、電気自動車1台と給電装置を整備し、機動的に避難所の停電対策に活用していきたいと思います。避難所内の対策としては、受付時に体調チェックを行い、発熱やせきなどの症状がある方、体調がすぐれない方につきましては、専用スペース等を用意する予定です。そして室内のスペースを確保した上で、室内用テント、ベッド、マットレスを設置して、できる限りの感染予防対策をとってまいります。また避難される方につきましては、通常の非常用持ち出し用品に加え、今年につきましてはマスクや消毒用品、体温計などのご自身の感染予防対策用品を持参していただくことも重要だと考えています。災害への備えにつきましては、6月の広報みさとへの掲載、5月下旬から実施しているコロナ対策の健康教室での周知、連合自治会への周知依頼など、様々な方法でお知らせをしてまいります。現在、災害対策についての説明や協議を連合自治会と順次行っております。災害対策では行政による公助だけではなく、町民の皆さん一人ひとりや地域コミュニティによる自助、共助が必要不可欠になります。コロナ感染予防も含めた災害対策を進めていくには、連合自治会または単位自治会の皆様のご協力が不可欠であり、一層の連携を図っていきたくと考えます。

●佐竹議長

波多野議員。

●波多野議員

ただ今、自治会等がですね、管理しとる集会所、それは色々人的には職員の配置が難しい

と思うんですが、指定避難所の18箇所、そこへ職員が配置になると思うんです。各そこだけでも3密を防ぐ意味でも、各自治会単位の集会所等も避難所の対象に。その場合、職員の配置等ですね、なかなか人的に無理があるかも分かんませんが、職員の配置等はどのようになるのでしょうか。それと後、各避難所等に行く場合ですね、その地域の人が地域自治会の避難所には、例えば毛布とか何かそういうものが全く用意してありません。それはそれだけえ、各自が避難する人がいわゆる自分のものは自分らで持っていくというような、マスクとか体温計とかは、もちろんのことですが、そういう寝具類ですね、毛布とか何かそういうことも一応持っていくべきなんでしょうか、どうなんでしょうか。そのことをお聞きかせください。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ただ今の波多野議員のご質問、まず地域の避難所の職員の配置についてでございますが、職員の配置につきましては、指定避難所の開設、運営に当たる職員、それから災害が起こった場合の対策本部、それから現場へ出る職員等々で、人員に限りがございますので、地域の避難所の開設運営に当たりましては、自治会あるいは自主防災組織等をお願いをすることになるかとかいうふうに思っております。それから、マスク、消毒薬等の備品、毛布等の備品でございますが、地域の避難所を開設される際には、対策本部の方に必ずご連絡をいただきたいと思っておりますし、マスクそれから消毒薬等の備品については、予め配布も考えております。毛布等につきましては、指定避難所の方からの配布等を考えております。

以上です。

●佐竹議長

波多野議員。

●波多野議員

それだけえ、いわゆる指定避難所18箇所へ職員が配置になって、そこからまた各区域の自治会の集会所をですね、そこへ行く場合には、指定避難所へ配置になった職員さんから、いわゆるこういう物資の配達等されていくわけなんですね。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

予め地域の避難所を開設される予定がある避難所につきましては、予め配付をしておきたいというふうに思っております。それから、避難の状況を見ながら備品の不足する避難所につきましては、対策本部それから指定避難所の状況を見ながら配布を行って参りたいというふうに思っております。

●佐竹議長

波多野議員。

●波多野議員

それだけえ、指定避難所以外のところへもいわゆる室内用テントとかベッドとかマットレス等の、折りたたみベッドでも100台ですか。マットレスは10枚、そういうものを配置されるわけです。そこへ希望があった場合は。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

先ほどご質問のベッドとかマットの配布でございますが、一応今の時点で、各避難所へ配布する計画は立てております。今の計画では、これは指定避難所に配布するようにしております。地域の避難所への配布は、計画では今載っておりません。

以上です。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

それから、指定避難所、18箇所の中には身障者用トイレ等もあつたり、色々あると思うんですが、各地域の自治会の集会所等をですね、身障者用トイレもないし、仮設のトイレ等そういうあれもあるわけなんですかね、もしそういうどうでも身障者用トイレでないと言われてというような方がおられた場合ですね、その時には、仮設用のトイレとか、そういうことの設置もされるわけです。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

地域の避難所、集会所等になろうかと思いますが、トイレについては、整備をされているんじゃないかというふうに認識をしております。それから障がい者用のトイレにつきましては、指定避難所すべてにあるわけではございませんが、18箇所中、10箇所に設置しておりますので、体の不自由な方につきましては、予めその身障者用トイレのある指定避難所の方に早目に避難をしていただきたいというふうに思います。それから、簡易トイレでございますが、備蓄として使い捨て用のトイレでございますけども、3800の備蓄を現在しております。

以上です。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

それでトイレ等ですね、色々言われるんですが、この車いす等につきましても各指定避難所の18箇所の中に車椅子等が設置してあるところ、あるかどうか分かんませんが、あつて

も1台とか2台。それだけえ各それは、もう家にある車椅子に乗って、そういうような人は、各家の自分のを持って、そこへ避難所へ早めの避難といいますか、早めに各避難所に避難してもらおうようにするのがいいんでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

先ほどの繰り返しになりますが、車いすの必要な方につきましては、早目早目の避難を心がけていただきたいというのと、指定避難所に全ての指定避難所に車いすの設置は難しいと考えておりますので、普段お使いの車いすで避難をしていただきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

もし、そういうような場合は、災害用トイレの設置とか、また避難所へ行く場合には自分で持って車椅子でいくというような、各自が自分の身は自分で守ることが、一番大切なことだと思いますので、そのようにやっていただければと思うところでございます。まだまだ緊急事態宣言はですね、解除になったとはいえ、この新型コロナウイルスの収束までには時間がかかって、当分まだかかるのではないかと思っておりますので、1日でも早くですね、以前の生活状態に戻って、そして、災害が起きないことを願いつつですね、ぜひ災害が今年も起きないことを願いつつ、私の質問を終わりたいと思います。どうも大変ありがとうございました。

●佐竹議長

波多野議員の質問が終わりました。

通告2、5番・福島議員。

●佐竹議長

5番。

●福島議員

5番、福島でございます。私は通告いたしておりますように、教育振興について、教育長にお伺いしたいと思います。阿川教育長には、4月1日雲南市立三刀屋小学校校長という要職をなげうって美郷町教育長に就任いただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項では、教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見有するものうちからと定めてありますように、阿川教育長は、平成25年から平成31年までの間、美郷町内邑智小学校で教頭、大和中学校長としてお勤めいただいたことから、美郷町教育行政に最もふさわしい方であると思います。就任早々、世界中に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい中で、町内学校教育を初め、社会教育など先頭に立ち、大変なご苦勞をなされたと思っております。今では解除されていますが、国内では緊急事態宣言が発令されるなど大変

な事態に陥っております。今後、第2波、第3波も予想されてる厳しい状況の中ではありますが、3密を避けた新しい生活も求められています。そういう状況下ではありますが、教育方針について教育長にお伺いいたします。

1番、美郷町の教育振興についてどのようにお考えでしょうか。

2番、新型コロナウイルスの影響により不足した生徒、児童たちの授業時間の確保はどのように取り戻していく方針でしょうか。

3番、集団生活が不得意な子どもたちにとって唯一の寄りどころとなるのが、通級指導教室と考えますが、新型コロナウイルスの影響により、教室の運営はどのようになっているのでしょうか。子どもたちの環境整備がとても心配であります。

4番、他町と比べ美郷町は高校のない町であり、進学、進路指導が非常に難しいと思います。中学校卒業後は、ほとんどの子どもたちは、一端、やむなく美郷を離れることとなると思いますが、将来どうすれば子どもたちが帰ってきてくれるのかを考える時、ふるさと教育は重要な立ち位置にあると思いますが、どう進めていくお考えかお聞かせ願いたいと思います。

以上。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

教育長より、ご回答させていただきます。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

福島議員の美郷町の教育振興についてのご質問にお答えします。初めに教育長の職員臨むにあたり、美郷町議会定例会において、所信を述べさせていただきますこと感謝申し上げます。議員の皆様からの同意をいただき、前任の田邊哲也教育長の跡を引継ぎ、2カ月余りが経ちました。新型コロナウイルス感染の拡大防止及び住民の生命と人権を守ることを第1に取り組んでまいりましたが、保護者や地域住民の方には前向きな気持ちで町民1つになって、拡大防止に協力していただきました。多大なご負担をおかけしたと思っております。改めて感謝申し上げます。6月1日より全国の学校が再開され、課題を抱えながらも学校教育、社会教育が少しずつスタートしました。本来ならば教育長として学校現場、教職員の方を初め社会教育、社会体育、各種関係団体の皆様の声、意見にしっかりと耳を傾けた上で美郷町の教育振興につきまして、お話しすべきところではありますが、コロナ禍の中で機会も少なく、本日は本町での学校勤務経験を踏まえ、私の持論を述べさせていただきます。当然、課題解決に向けては、行政並びに各種団体、学校そして地域連携協力が最も重要でございますので、信頼関係の構築に努めてまいります。平成28年、美郷町教育振興基本計画が策定され、美郷町の教育行政が目指すべき姿と、取り組むべき施策の方向性が明らかにされまし

た。島根大学の三島修治特任教授を委員長とし、今後10年間の方向性が示されました。5年を経過した時点で、国や県の政策や、時代の変化等を踏まえて見直しを行うことになっております。今年度は、ちょうど見直しの年であります。小学校では、新学習指導要領がスタートし、英語が教科化されるなど、教育改革の年でもありましたが、時代の変化としては余りにも大きな変化が突然やってきました。世界中が、新型コロナウイルス感染により、学校に行くことも叶わない不安な幕明けでした。感染リスクは未だおさまらない状況ですが、新しい生活様式の中で、工夫を重ねながらの生活が始まっております。コロナ禍は多くの課題を投げかけました。これまで、教育現場において余りにも無意識・無自覚だったことに気づかされました。例えば学校教育は長期の休み中にも主体的に学習できる子どもたちを育ててきたのか。教師がプリントを与えなくても創意工夫して生活できる子どもを家庭や地域と一緒に育ててきたのかなど、大きな問いを与えてくれました。予測不可能な未来社会を生きる心の力をはぐくむ、今後の教育のあり方について、考え直していかなければなりません。美郷町教育振興基本計画の基本理念である嘉戸町長が示す政策の1つに、美郷町を担う心豊かな人づくりがあります。その目指すべき姿として、私の理想の教育は、自律した子ども、大人、コミュニティの実現です。キーワードは自律です。りっしんべんの律です。学校教育の目指すところは、子どもたちの可能性を伸ばし、その時代の社会が求める人材の育成だと考えています。子どもたちの持っている無限の可能性を最大限に伸ばし、夢を実現させると同時に、社会に美郷町に貢献する人材の育成をすることこそ、学校教育が担う使命だと考えます。また、生涯学習や文化、芸術、スポーツの振興を含めて社会教育の目指すところは、大人としての生活の質、人生の質の向上だと考えます。そして、協働して次世代を担う子どもたちの自己肯定感を高め、自律できるように支援することが、大人としての責任を果たすことでもあると考えます。また本年3月、島根教育魅力化ビジョンが策定されました。ふるさと島根を学びの原点に、未来に羽ばたく心豊かな人づくりが理念です。本町の教育の方向も一致しており、どっぷりとふるさと美郷とつながって生きる、関わり合って学ぶ中で、自立した子ども、大人コミュニティの実現を目指します。施策の重点として2点申し上げます。1つ目は、子どもの育成に関して、ICT教育と英語を強化していきます。ご存じのように、本町のICT教育環境は先進的であり、県内トップです。臨時休校の際、タブレット端末を児童生徒が持ち帰り、双方向のWEBミーティング事業を試験的に行いました。NHKで放送されましたが、NHK本社からは、島根も小さな町で何をやっているのか。と再取材を受けました。教師が目指しているのは、Society 5.0の社会です。子どもたちが未来を生き抜くための教育です。教師の優れた指導力とともに全児童生徒にタブレット端末が整備されている利点をもっと引き出した教育を推進します。感染拡大の終息後もオンライン事業が活用されることは間違いありません。家庭のネット環境を整備し、試行錯誤が続きますが、WEB授業の確立を図ってまいります。今年度からは小学校では外国語、英語が教科化されました。本町は外国語指導助手を2人体制としており、小学校と中学校に分かれて配置しています。小学校の教科化に合わせ、英国力の向上に力を入れていきます。キャリアアップの

1つとして、英語検定にチャレンジする中学校生徒数を増やします。タブレット端末を貸し出し、WEBミーティングによる日曜英会話教室を試験的に始めております。2つ目は、ふるさと教育、キャリア教育について申し上げます。ふるさと教育の強みは、教育の力を地域に地域の力を教育に、教育の力にできるところにあります。学校と地域社会の協働による好循環が、子どもたちのキャリアアップには欠かせません。各連合自治会、公民館が軸となり、幼児から小中学生はもちろん、高校生や大学生を巻き込むことで、ふるさとへの愛着や夢を深めさせ、地域に貢献する大人へ成長させるものと考えます。今回のコロナ禍により、つながることの大切さを、みんなが再認識したと思います。自立したコミュニティづくりのために、教育委員会は事務局として町長部局と連携しながら、ふるさとキャリア教育を推進してまいります。しかしながら、ICT、人工知能AIを初めとする急速な技術革新と平行して、子どもの減少は深刻化します。現在のままでいきますと、令和8年には、大和小学校は、複式学級となり、邑智小学校は100人を切ります。学校教育や家庭教育について就学前からの保、小中連携教育を一層強化してまいります。

2つ目のご質問、コロナの影響で不足した授業時間の確保についてお答えします。町内の4校とも臨時休業のために授業ができなかった日数は4月20日から5月10日の間の11日間及び5月11日から24日の間の分散登校中の5日間の計16日間であります。授業時数にしますと、行事の関係で学校に差はありますが、最大で96時間の欠時数がありました。年度当初のカリキュラム編成は、卒業の早い中学校3年生で195日、その他の学年は200日程度を確保し、学年差はありますが、50から100時間予備として編成されていきました。今回の臨時休校で、例えば邑智小学校の場合は、マイナス42時間、7日程度の不足が生じることとなりました。他の3校につきましても似たような状況です。校長会で協議し、1学期の終業式を当初の7月17日から7月31日とし、夏休みを短縮することで8日間の授業日を増やしました。コロナ禍の影響で、多くの行事や活動が中止、縮小されていきますので、これからの第2波にも対応できる状況です。

3つ目のご質問、コロナの影響による通級指導教室の運営状況についてお答えします。現在の通級指導教室の開設状況は、邑智小学校教室は6月に入り邑智・大和小の1年生が1名ずつ利用開始となり、邑智小が11名、大和小が8名の利用です。邑智中学校教室は、邑智中が5名、大和中が4名の利用です。感染予防のため、3密にならない、距離をとる、対面はしない、調理活動はしないと制約されることがありますが、工夫をしながら指導が行われております。小学生の場合は、顔の表情を見ることも大切ですので、マスクはさせず、教師がマスクとフェイスシールドをして指導に当たっております。

最後のご質問についてお答えします。令和2年度高校進学状況は、36名中大田高校と島根中央高校が7名、飯南高校が6名大社高校が5名と多く、矢上高校、石見智翠館高校は、近年連続して数名の進学があります。他、松江北、仁摩、石見養護がございます。近隣市町の高校はバス通学ができる利便性があり、自己実現に向けた高校を選択し、進学しております。美郷町出身の生徒はまじめに学業に励み、高校の先生からは高い評価を得ております。

近隣の高校では、人材育成の一環として、地域課題解決型学習が、地域と一体となって行われています。飯南高校の研究成果発表会を拝見したことがあります。地域課題解決の視点や手法を身につけ、提案性のある発表をしておりました。島根中央高校では、美郷町出身以外の生徒が美郷町に関して研究したこともあったようです。今年度は、矢上高校が文科省の指定校に選ばれております。いずれにしましても、中学校までに積み上げたふるさとキャリア教育の力を高校で一層高め、広角的な視野で、ふるさと美郷を見つめ直しているのではないのでしょうか。今こそ、そういう高校生や大学生をもっと地域行事や活動へ参加させるべきだと考えております。ふるさと教育の推進につきまして、高校へ行く前の義務教育の段階が大変大事で、ここで子どもたちの可能性を広げられれば高校での成長の機会が拡大します。豊かな自然、歴史、文化、産業等の地域の宝で直接体験しながら、地域の人々から大切に育てば子どもたちの自己肯定感は高まります。学校と地域、公民館等のネットワークを活性化させ、ふるさと教育を推進していきます。児童のいも掘り、小学生の野菜栽培や地域巡り、中学生の職場体験や子ども議会は、欠かすことのできないふるさとキャリア教育です。最後に、神楽に魅せられた子どもたち、神楽団にあこがれる子どもたちがいます。ここに留まって、美郷の未来を創る、ここに留まらなくても、美郷を思う世界と美郷をつなげようとする、いつかは美郷に帰ってくる、いろいろな人生があるでしょうが、ここが学びの原点、ここが学びの原点といえる子どもを一緒に育てましょう。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

非常に丁寧な分かりやすく説明をいただきました。また、教育長の力強い所信もお聞きすることができて非常にうれしく思います。子どもたちも恵まれた教育環境に育っていくのではないかと期待しております。そこでまた、これ以上聞かなくてもいいくらいの回答をいただいたところでございますが、少しお聞きしてみたいと思います。ふだんからの学校からの保護者への気配りのある配信状況も保護者の方からお聞きしました。今、こういう状態だよと言って、そのまま学校から連絡が来るということで、不安もない、安心した子どもたちの授業、学校ができるというお話を伺って非常に安心しております。また、5月28日にはホームページに、教育長のメッセージがあり、私も含めた一般の方々をご覧になった方々を保護者はもちろんのことですが、安心なさったろうかと思えます。そうした状況の中で少しお聞きしてみたいと思うんですが、学力テストが色々やられて、全国的に行われてるわけですが、学力テスト、その結果がどうであろうと、その1つの目安として考える程度のことだと思うんですが、比較したり公表したりすべきものでもないと思うんですが、それをどのようにお考えか。お聞きしたいと思えます。

●佐竹議長

教育長。

●阿川教育長

私も、平成25年から邑智小学校4年、大和中学校2年努めてまいりました。ですから小学校の経験も中学校の経験もと言いますか、学力テストの状況もだいたい把握をしております。昨年度については、分析をしております。それから、今年度につきましては、全国学力テストというのは中止になっております。学力テストの状況を点数だけを言いますと、課題はたくさんあると思いますが、その課題を乗り越えるのが何かといいますと、以前から私も呼びかけてはいるんですけど、やはり、家庭とですね、家庭と学校が一緒にならなければ学力というのは高まっていけない。教師というのは、授業を教えるのはプロで、非常に美郷町の先生方というのは授業力というのは、非常に高いと思ってます。そこへ、ICTの環境も整って、それをいかに活用しながらという段階ではございますが、そこに家庭学習といえますか、家庭での勉強、これをどのように進めていくのかというところが、美郷町に限らないんですけども、これが今の子どもたちの課題でございます。はっきり言いますと、やはりゲーム、このオンラインゲームというのに子ども達が取られている。これをですね、コロナ禍の影響で、タブレット端末を持ち帰るということを、これからどんどん進めていこうと思いますが、先ほど言いましたように、やっぱり家庭の自律といえますか、保護者も一緒になって、子ども達と一緒に勉強するだけではなくて一緒に成長を見守るというここを私は強調していきたいなと思います。この家庭と地域と一緒になる。一緒にコロナ禍の影響を色々課題を考えていく中で、きっと学力というのは高まっていくのではないかなと思っています。その中の1つに英語力というのがございますけど、この英語力、WEB授業による英語、日常英会話のWEB事業がですね、保護者も含めてやる気っていうか、自己肯定感を高める、後に検証してみなければならぬんですけど、これにかけてみようかと思っております。お答えになったかどうか分かりませんが。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

英語教育の取り組みの話でございますが、非常に私たちども子どもの頃とは全然違って、今の子どもは、横文字に非常に強い訳でございますが、某新聞といえますか、皆さんご存じだと思っておりますが、毎週のように学ぶんというような形で新聞が1ページから4ページ、週によって違うんですが、英語の話やら色々なものが載っております。見ますと、なんか自分でも分かりやすいなっていうような形での非常に、今日は、果物の話をして食べてみようとか、ジュースの話をしてみようとか、そういうような話から入って行って、非常に分かりやすいような新聞折込がございます。新聞社が発行して、その中で取り組んでいる分でございますが、非常にいいなと思っております。で、やはり、もう1年生からそのような授業がどんどん進んで行って、中学校頃には、どのぐらいな英語力が、会話ができるぐらいになっていくのでしょうか、お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

大変申しわけありません。現実のところ、中学校の授業の方見ておりませんが、大和中学校時の経験を申しますと、今、英語の授業というのは、オールイングリッシュって、ほとんど教師は日本語をしゃべらない。でも生徒たちは授業ができるところまでいっております。ぜひ議員の皆さまにも授業を見ていただきたいんですけども、中学生ではオールイングリッシュ、高校に行きますと、もう当然なんですけども、そういうとこまで非常にレベルは上がっております。ただ、その中で英語検定を受けようかという子ども達はちょっと、まだ30%くらいなんですけども、もっと、これからレベルが上がっていくと、費用の面の課題もありますけど、40、50ぐらいのところは検定に受験、チャレンジしてほしいなと思っております。小学校の方も、いわゆるローマ字に抵抗感というのがございましたけども、色々非常に興味を持って外国語、5、6年生が英語という教科なんですけども、3、4年生は外国語活動というのをやっておりますけども、非常に興味を持って取り組んでいるところでございます。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

夏休みが非常に少なくなってくると。これはもう子ども達にとっては、いたし方がないのかなと思うところでございますが、そういうまた子どもたちのそういう体力十分に気をつけていただいたりして、取り組んでいただきたいところでございますが、通級教室について、ちょっとお伺いしたいと思えます。通級教室の本町の通級教室をはご存じのように、行政はもちろんのこと、住民の方そして議会も一緒になって、署名運動をしたりしての成果が実り、通級教室がどこの学校でもできるようになったということで、非常に喜んでいところであります。聞くところによりますと、学校が休みになったということで、集団生活が非常に苦手な子がおるということで、その通級に行って治ったと、順調にいきよったけども、集団生活がなくなってしまったと。そういうことで、なかなか家庭の中で、いつもの癖が出てくるというんですか、そういう形が出てきて、相手を思いやる心が失われていくというようなこともあるようでございまして、保護者の方、非常に悩んでおられましたけども、相手を思いやる心や、友達と触れ合うやさしい心を持つことが必要だと思います。そうしたところで、すべてが順調にあって、そういう学校も再開されて、順調にいけばいいなと願っているところでございますが、実態はどうなのでしょう。お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

臨時休校が終わり、子どもたちが学校に戻ってきました。アンケートを取ったところ、非

常に友達と会う、出会えたということを非常に喜んでおりました。これは全部の児童、生徒だと言っても過言ではございません。が、やはり先ほど福島議員さんおっしゃったように、この先々のこと、色々なものがなくなりましたので、やはり不安というのは、きっと親もそうなんでしょうけども、保護者も、子どもたちに伝わっていると思いますが、先々に楽しいこと、学校生活ってというのは、たくさんございます。水泳もそうです。もう今からプール掃除、プールで泳ぐことも楽しみにしておりますけど、プールの方、水泳の方も今年はちょっとできないのではないかっていう状況ですが、色々な楽しみがなくなる、そこら辺りが子ども達の非常に不安といいますか、ストレスになっていることは事実のようです。楽しいことがありますかという質問に、ありませんと答える児童生徒が気になったというような校長の報告を受けておまして、そういうことが子どもたち同士の間関係に少なからず影響を与えるのではないかなと思っていますが、そこはやはり学校のチーム力といいますか、教師の力、指導によって、クリアしていかないといけない部分ですけど、これがまた学校だけでは絶対にこれはまたできないところで、今回のコロナの影響により、やはり家庭と一緒に、地域と一緒に子どもたちを救っていかなければ、きっと秋、第2波、第3波ということもございますが、これから先、子どもたちにどういう影響が出るのかってというのは、誰にも分からないことで、ぜひともこれはですね、家庭、地域一緒になってということをおっしゃる方も呼びかけていきたいと思っています。今現在ですね、そのコロナの影響による不登校というようなところはございませんので、元気よく学校には通っているという現実ですけど、これから内面的なことが行動として、出てくるのではないかと不安を持っております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

先ほど、ご回答のとおり、行事やら部活ができない。あるいは新生活様式、なかなか追いついていけないということが出てくるだろうと、私も思います。そうした中で、学校がつらいという子どもが出てくるんじゃないだろうかと、私なりに思って、想像してるわけですが、その子どもたちが示すSOS、これ新聞にも書いてあったんですが、SOSというか、子どもたちの態度を見たりとか、そうしたことが、学校の先生よく分かると思うんですが、保護者もそれは分かるんじゃないかと思いますが、よくあるパターンが、玄関で靴をはいた途端に腹が痛くなってくる、胃が痛くなってくる。病院に連れていっても、どこも異常はないという。内科に連れて行ってもということで、近年では即色々な症状が分かるようになって、子どもの治療も見やすくなったんですが、昔はなかなかそれではつかめなかったということもありまして、非常に難儀をしたというお話も聞きました。そうした中で、今のWEB教育での悪い面でいうと、WEB教育中にタブレットとかで遅くまでゲームをしたりとか、色々なことで寝不足とか、ゲームをやめるとかすると、また、イライラが起きてきたりしるとか、精神的に子どもたちの精神を追い込んではいないかというような一面があるのではないかと心配しておりますが、いかがなものでしょうか。お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

SOSの見極めについては、学校の教職員プロでございまして、ありとあらゆる面から感知するようにはしております。日記であれ、言葉、暴言、それからですね、これから長袖から半袖になりますけど、あざ、そういうものも敏感にキャッチするようにはしております。特に今そのコロナの影響による経済的な不安とかですね、長期間子どもが家庭にいるという、そういう親のストレス、しいては、コロナうつなんていう表現もありますが、うつ的な症状、これらが保護者のそういう症状が、子どもに与える影響っていうのは、非常に大きいでございますので、経済的な面につきましても、そういう担任も、子どもたちも会話の中から、何か困っていることはないのか、家庭で困っていることはないのかということを知ること、非常に今敏感になっております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教師、教職員以上にその専門性を持ったプロフェッショナルとの連携、これも欠かすことができませんので、親と保護者と含めて子どもたちを見ていくっていうことが、今後しばらくといたしますか、これが多分いつまでかってというのは、まだ誰にも分からないところでもありますけど、うつによる自殺ということが、今、非常に新聞の方でも話題になっておりますけど、その自殺ということも含めて、敏感にアンテナを高く広く張って、子どもたちを見ていきたいと思っております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

次に、伺いたいのですが、ふるさと教育ということでございますが、非常に力強いご回答、ご答弁をいただいたなと思って非常に安心しております。将来の美郷を守ってくれる、育ててくれる子どもたちが、いかに育つかということでございますが、教育長はかつて校長の時に、大和中学校で荷越瀬プロジェクトを立ち上げられまして、非常に私自身もいいことだな、子どもたちいきいきしてきたなと。あるいは神楽の部活ができたり、発表会があったりして、「すごい、これ中学生なの」ちゅうような形でのもので活動も行われ、また運動会、色んな便りとか読んでみますと、「これ本当に中学生、隣の子がこんなことをやるの」というくらいに発言とか、考えを持つとるなと力強いものを感じました。今度、立場を変えての荷越瀬プロジェクトということになりますけども、そのような形を今後とも続けていきたいと願うところでございますが、どのような、今後はもっとこれを発展させていただきたいと思うんですが、お考え方を一つお聞かせしていただきたいと思っております。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

荷越瀬プロジェクト、私が始めたんですけども、褒めていただき大変うれしく思うんです

けども、荷越瀬プロジェクトも同じことを繰り返しては、いずれ飽きられてしまって、新たな成長は見られないということは、今の大和中の職員にも言って、私は出てまいりましたので、まさか、またここに帰って、新たな荷越瀬プロジェクトというわけではありませんけども、どんどん新しいものは考えていかないといけないなと思っております。今年、荷越瀬プロジェクトは水とかですね、何かそういう方向に進むようでございますし、邑智小学校の総合的なふるさと学習は米づくりから、今度山くじらの方にこう変化をしたり、色々なそういう子どもたち、まだまだ美郷町には宝がいっぱいございますので、五感、もっと人間の持つ五感をですね、フルに発揮するようなプロジェクト、小さなプロジェクトから大きなプロジェクトまで、これを学校現場の方に進めていきたいなと思います。社会教育主事、社会教育の担当課、それから地域コーディネーターも2人配置しておりますので、地域と連携をしながら、より五感に迫るような宝に迫りたいと思っております。とは言いましても、このコロナ禍の影響がございますので、子どもたちはタブレットを持って地域に出掛け、写真を撮ったり、またオンラインでつながれば、そことつながりながらたくさんの地域の人に講師としてですね、参加していただきながら、子どもたちの自己肯定感、大人達に僕達は見守られているんだ、大人達と一緒に勉強しているんだという気持ちにぜひ子ども達を盛り上げていただきたいなと思っています。これが私のこの職立場としての今後の務めかなと思っております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

ありがとうございます。昔の話をさせて申し上げさせていただいて申し上げなかったですが、もう1回、あれですが、現職の時のお話でございますが、大和中学校の時の文化祭の時でしたでしょうか、当時、校長としてご活躍でございましたが、ペッパー君が導入されました。ICT教育の始まりを合図するようなまさにペッパー君の導入ではなかったかと思っております。そうした中、文化祭で校長が舞台上でペッパー君を呼んで2人でというのか、どういったいいのかわかりませんが、ペッパー君と漫才をなされました。非常に私は、「え～校長先生がこんな事するの」と思ったんですが、一般の保護者の方にとっては、非常にその受けが良かったといえますか、そういうペッパー君を導入するICT教育を始めるぞというような色んな形でのことで良かったんじゃないかと思います。先ほども県下トップであるというご発言もございました。今後さらに進めていただきたいと思いますが、ICT教育を進めていただきたいと思ひますし、WEB教育も進めていただきたいと思ひます。今後、更にもどのような今プラスでいかれるっちゃう考えがありますかどうか、お伺いしたと思ひます。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

戻ってまいりましたので、もう一度ペッパーと漫才をする気は満々でございますので、産業祭があれば、ぜひその場で復活させたいと思いますし、私の構想は次はですね、子どもたちの前で、今ドローンを持ってるんですけど、それでちょっとプログラミングといいますか、産業祭を上から撮っている、そういう何か、子どもたちにメッセージではないですけど、私自らやってみたいなという思いはございます。これは冗談ではございませんけども、ICTに関しては、やはりオンラインの整備ということが、今一人1台というのは全国が今勧めますので、それに勝つというわけではありませんが、その一人1台という、今授業でしか使っていなかったわけですけども、それを外に持ち出して家に持ち帰り、オンラインでオフラインであれ、その活用について実験をし、検証をしていきたいなと思っています。可能性はとても大きいと思います。課題はたくさんございますけども、その課題を乗り越えながらと思っております。プログラミングにつきまして、松江のルビー、スモウルビーというようなものがございますけど、私もちょっと若干勉強不足なところもありますけど、そういうようなものを取り入れる価値はあるのかなと思いつつながら、色んなところにチャレンジをしていきたいと思っています。プログラミング教育、小学校、今年度新学習指導から始まっております。美郷町は以前からやっております。加速していきたいなと思っております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

時間もありません。最後の質問にしたいと思いますが、通告していないことで申し訳ないんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の第4項で定める政党に所属する状況は、10分の1とか規定されとると思っておりますが、分かりましたら、どのような割合になつとるか、お聞かせいただきたいと思っております。教育委員さんの政党に属する状況をお聞かせ願えればと思っております。通告してないんで、今分からねば、それで結構です。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

大変申しわけございません。また後ほど詳しく調べましたものを回答させていただきたいと思っております。

●福島議員

以上で私の質問は終わります。

●佐竹議長

福島議員の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

(休 憩 午 前 10時 40分)

(再 開 午 前 10時 55分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

先ほど福島議員の質問に対して回答できなかったものについて、回答をお願いいたします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

先ほど福島議員からお尋ねのありました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項におきます教育長及び委員の半数以上が同一政党に所属することの禁止につきまして、本町の教育長及び4名の教育委員はいずれも無所属でございます。

以上、報告させていただきました。

●佐竹議長

一般質問を再開いたします。

通告3、7番・岩根議員。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

7番、岩根でございます。私は通告をしております1点について、お尋ねをいたします。障がい者就労支援についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止で、町としてスプリット勤務など多忙な中、今回の一般質問は要望書の回答を見て、コロナに関する緊急性以外は行わないことでしたが、1点だけ要望を漏らしておりましたので、お尋ねしたいと思います。それは障害者就労継続支援事業等への支援であります。B型事務所を利用してる方は、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者で、負担の少ない軽作業を行っておられ、利用者は作業の対価として工賃等を受けとっています。利用者は仕事を休んでも雇用調整助成金の対象にはならない、不利益な状況であります。A型事業所を利用されてる障がい者は雇用契約を結び、最低賃金が適用されますが、いずれも仕事の受注が激減していると思われま。今回の新型コロナウイルスの影響は避けられません。障がい者の方や事業所に対して強力な支援をされたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただいま今の岩根議員、障がい者就労支援についてのご質問にお答えをいたします。障害者就労支援事業所等への町の支援といたしましては、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援を実施しておられる事業所に対しまして、各事業所からの請求により、国の基準による

障害福祉サービス費を支払っております。今回の新型コロナウイルス感染症の影響で受注の仕事や物販が減ったなどの現状は聞いておりますが、具体的な収益の減額等につきましては、現在精査中であるというふうに聞いております。新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた事業者に対する支援策の主なものとしたしましては、国の持続化給付金、雇用調整助成金や町独自の支援策として創設しました美郷町緊急経済対策事業継続支援金がございます。雇用調整助成金につきましては、雇用保険に加入しているなど、一定の条件を満たした事業者に対して支払われるもので、議員がご質問のとおり、就労継続支援B型の利用者は対象とはなっておりません。一方で国の持続化給付金につきましては、前年同月比で、事業収入が50%以上減少した事業者を対象に最大200万円が給付され、また美郷町が創設しました事業継続支援金につきましては、前年同月比で事業収益が30%以上減少した事業者を対象に、最大30万円を支援する制度となっており、いずれも事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、様々な事業を全般に広く使える支援となっております。これらの支援策につきましては、中小の事業者や社会福祉法人など幅広い事業者が対象となっており、対象となる場合には活用を検討していただきたいと考えています。美郷町では、現在就労継続支援A型のサービス利用者は3名、就労継続支援B型の対象者は約30名おられます。町内の事業所の一部では、新型コロナウイルスの感染症対策として、4月後半の連休前に通所の利用者のみ10日間程度休まれたと聞いております。その間の工賃は確かに収入が減額されたかもしれませんが、一方で、年金受給を受けておられる方もいらっしゃるようで、今までのところは、経済的支援の必要な方からの相談はいただいてないのが現状でございます。しかしながら、今後も、この感染症の影響が継続することが懸念されますので、引き続き役場が一体となって、きめ細かな相談支援に努めてまいりたいと思います。そして、福祉事業所や社会福祉協議会など関係機関と今後も密に連携をとり、障がい者の自立を目指した障がい者福祉の施策を展開してまいりたいと思います。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

A型事業所の方はですね、保証があるということもありますし、まあ10日程度休まれたということもありますけれども、私たちが年金をいただいております。これは誰も一緒だと思いますけれども、要はですね、収入、つまり事業所への発注がすごく少なくなってくる可能性が十分あるわけでありまして、現在もそうじゃないかなと思っております。特にB型の部分はですね、例えば、割り箸の袋とか、そういうものを作るとか、色々あるかなと思います。当然、今言われるように、外からの受注でありますので、それが少なくなれば、当然工賃も少なくなってくると。たぶんB型の障がい者は入所者が多いんじゃないかなというように思っています。当然、入所者はですね、入所費を払わなければいけない。そういう面も、そういう手当等でですね、支払われた方はいらっしゃると思います。ここらをですね、やっぱりちゃんと精査をしながらですね、やっていただきたい。これが私が一番心配するところな

んです。しっかりですね、そういうところを見ていただき、どれだけの休業はないけども、仕事がない。休業はしないけども仕事がないということになればですね、そこら辺の通所いうてA型の方はですね、通所、多分、家からの通いだろうと思いますけれども、B型の方はそうじゃないと思いますんで、そこら辺をどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

ただ今の岩根議員のご質問にお答えいたします。先ほどおっしゃいましたように、A型は通所とおっしゃいましたけれども、A型の中にも施設に入所しながら通所しておられる方もおられます。A型は、どちらかというところと一般就労に近い方もおられ、確かに正式な重度の施設ではございませんけれども、グループホーム等の施設から通所しておられる方もおられます。このA型に関しましては、事業所、町内の事業所ではなく、町外の事業所へ通っておられる方が1名、残り2名は町外の施設、そのグループホーム等ですね、養護学校等から入られて、そのまま町外でうちが援護地となって、住民票はございませんが、支援をしている。対象になっている方が2名でございます。B型に関しましては、確かに入所の方もおられますが、余りに重度ですとB型の就労も軽作業ですが困難なので、今どちらかといいますとB型の支援、入所者の方もおられますが、それはちょっと少数でありまして、B型は通所、特にうちの町内でいいますと、町内の事業所さん幅広く配食のお弁当関係をしておられたり、掃除、清掃等や印刷業務等もおられて、通所もおられますので、全部が入所というわけではございません。ですから、在宅の方もかなり最近は特に在宅の方、力を入れておられて、グループホームからの通所もかなりおられますし、在宅の方がどちらかというところと多いかなと思っております。先ほどおっしゃいましたように、B型等、確かに障害年金をもらっておられても、中々大変な方もおられますので、そのあたりは相談支援、福祉事務所もございまして、支援していったら、お困りな方には支援していきたいという点と、業務については確かに以前からの発注の注文の注文数が減っているというのは、事業所からお聞きしております。そのあたり、ちょっと中々役場の方が受注を増やすように、業者の方にといいかなか難しいところがございますが、役場としましても色々な業務を福祉事業所にお願い、印刷等や購入等いろいろお願いしたり、清掃等の業務も委託、以前からしておりますので、そのあたりで、今後も役場庁内での事業所への色々お願いをして、ご支援を増やしていきたいとは考えております。

以上です。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

色々聞きますと、B型の方でも在宅からということでもありますけども、実際的にはですね。この方達が一番被るのは、我々以上に厳しいじゃあないかなと。ただ、私が思うのはですね、

他な事業所へは関係以外は何%ありますか、あるいは補助をしますとか、色々やっておられるわけですが、障がい者に対しては、何ら6000万の使い道というのは明記されていないんですよ。少しはね、そういうところへ向けてですね、目を向けられることはいいんじゃないかなと。まったく見ても国からの金は事業所とかそういうところがあるわけですが、中々障がい者、はいじゃ福祉で、全部それがやれるのかどうなのかということです。相談があれば何とかしますよとって、ほんなら生活保護ですかということになるわけですが、そうじゃなくても今コロナで被害を受けてる事業所に対して、その従業員に対して、障がい者がおるわけですから、その方にもいくらかの援助をすべきじゃないかなと思うんですか。いかがですか。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

先ほどの、岩根議員のご質問でございますが、障がい者の方自身に経済的支援をとというご質問でよろしゅうございましょうか。

(はいとの声)

●松嶋健康福祉課長

確かに、障がい者の方もお困りの方がおられると思うんですが、障がい者の方ももちろんお困りですけど、障がい者の方だけではなく、今いろいろ言われておりますように生活困窮、特にうちの町内の生活困窮の相談を見ますと、どちらかというとなら障がい者の方の相談支援事業と先ほど言われた福祉、健康福祉課で色々相談支援もしておりますし、中にはとても経済的に苦しい方は、それこそ言われたように福祉事務所の方で支援をしているケースも実際何件かございます。ですけど、障がい者の方だけではなく、今、生活困窮のご相談を受けて、実際社協のご相談があったのが今8件ぐらい社協の困窮相談ですね、少額の小口貸し付けとか、緊急時対策は今8件ぐらい相談があったと、先日までのことですがお聞きしております。その内容を聞きますと、どちらかというとなら一人親の方とか、そういう障がい者の方ではなく、障がいは以前から支援している方がおられますが、それ以外の方、新たな方はどちらかというとなら、子どもさんがおられる、両親おられるご家庭のちょっとやっぱり収入が減ったご家庭が多く、大半がそういうご家庭なので、そういう支援に対して社会福祉協議会も、うちも色々子育て支援を交えた意味でご支援をしている状況です。で、障がい者の方も確かになんですけど、障がい者だけにその経済的支援をとというのはなかなか今時点ではちょっと難しいかなと思っております。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

確かにひとり親等についてもですね、当然こういう状況ですので、休まれたら、例えば今のように何日休んだ。あるいは休んだだけ何10%、今、最高1万5000円ですかね、も

らえるということでありまして、私が言っているのは、一番困っているのは障がい者じゃあないかなと思っています。ただ、その方には、何で手が差し伸べられないだろうかというのが、1つ疑問があるんです。そういうことに使わないということになってるのか、どうなのか。やはり、これは町としてやるべきじゃないかなというふうに思います。当然それはひとり親とかあるいは生活困窮者に対しては、こうしなさいというのがあるわけですが、僕が言うのは、そこに障がい者ということが書いてないというのが、どうなのかと云っているんです。やっぱり確かに困られたと、ほいじゃ社協に行って、こうこうを言ったら一時的には借りれることもできますけども、今はそうじゃなくて、支給をするという形の中で物事が進んでるわけですから、当然、健常者も障がい者もおるわけでありまして、特に障がい者に対してはある程度の部分で援助することは必要じゃないかなと、私は思ってるんですけど、いかがですか。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

先ほども、岩根議員のご質問でございますが、先ほども話しましたように、障がい者の方だからとか、ひとり親の方だからではなく、お困りの方にはすべて支援するのが行政の仕事だと思っておりますし、福祉の業務だと思っておりますので、お困りの方は全て、で、もう1点申しますと、ただ今、町内の事業所に関しましては、色々業務が減っているとはお聞きしておりますが、通所しておられる障がいBの方に関しましては、ちょっと福祉事務所の関係で支援をしている方から聞きますのには、ずっと日数が減ったりしたながらも、事業所のすごいやりくりを頑張っておられまして、事業所からそういう配当もあったと。お金の工賃のまた上乘せもあったとお聞きしておりますので、福祉事務所が関わっている通称Bの方に関しましては、お困りでないように、今の時点では聞いております。で、それ以外でやっぱりお困りの方がありましたら、健康福祉課の方、ご相談いただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

●岩根議員

確かに事業所ですね、やりくりをするわけですが、そのやりくりをしたら、当然、その事業所ちゅうのは、経営面とか、職員の待遇とかいうのは、そういう面からの支援になってくるんで、そういう面になると、やっぱり事業所自体あるいは職員の方にご無理を言わなければいけないということになろうかと思うんで、障がい者でなくて全体的に今、町自体もこれに漏れたら事業所はこうして上げますよということをやっているわけですから、そういう制度を作って、町もやっておられるんで、ある程度ですね、相談に来たらこうしてあげますよというのは、わしはある程度この趣旨から言ったらおかしいんじゃないかと。ひとり親でもそうですし、家庭で通所してない身体障がい者もおられるわけですから、そういう面からいったら、相談に来たら何とかしちやるよというのは、行政としておかしい。あくまでもそうじゃなくて、ほいじゃあ、そういう障がい者施設へ行っていない障がい者等につい

て、ほいじゃあ、どれだけ把握されてるか。中々そういう人は声が出てこないのが、事実なんです。自分は障がい者だから、これで仕方がないと。こういう引っ込み思案になってくるから、私は今こうこうで困ってますよというのは、中々声が出てこないのが、そこをやっていくのが行政じゃないんですか。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

岩根議員がおっしゃるとおりだと思います。ですから、健康福祉課といたしましては、障がい福祉担当が色々な障がい、身障手帳、精神保健福祉手帳、それから福祉医療、自律支援医療等のご相談、手続に参られる時は、常に相談対応する際に、必要な場合とかは、福祉事務所もですけれども、各地区担当の保健師が担当して、障がい認定の区分調査もすべて、今年度から保健師が地区担当で回るようにしております。ですから、在宅の方の相談、経済的相談があった時も常に地区担当の保健師が、障がい福祉担当と一緒に対応支援して、対応とか、今後の方向性支援、必要時、社会福祉協議会も一緒になって、経済的支援も、色々な病気のご支援もしている体制にしております。ですから、こちらから常にということはありませんけれども、身障手帳、精神保健福祉手帳、自律支援医療等や福祉医療受けておられる方は、うちの課で把握しておりますので、その際の必要時、またご相談があった際は保健師も一緒に対応して支援する体制にしております。今後もおっしゃるとおり、やはり積極的に支援に対応していきたいと思っております。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

私がそこを言うのはですね、障がい者も地域の経済を支えてる一員でありますのでね。そういう重みも持ちながらですね、やっぱり行政もですね、強い支援をしていくべきじゃないかと思うんです。それは、僕らでも困りますよというが、中々困ったことが言えないのが事実なんです。けども、そういう弱い立場の人に立ってですね、やるべきだろうと。ですから、私が思うのは経済を、あれらは33名か、今おられるわけですから、それなりの人がコツコツコツコツ地域の経済も支えておられる、そういう人がおられるから、地域にですね、働く人も出てくるわけです。施設もあるから。そういうところを見た時にですね、やっぱり、そういう弱い立場の人に立った行政をぜひともやっていただきたいというように思いますんで、ひとつ町長強い支援をよろしく願いして時間が来ますんで、これで終わります。よろしくお願ひします。

●佐竹議長

岩根議員の質問が終わりました。

通告4、1番・日高議員。

●佐竹議長

日高議員。

●日高議員

1番日高でございます。私は、都賀西地区江の川堤防の未着手箇所への対応についての1点について伺います。一級河川、都賀西地区堤防拡張整備は、着工から5年以上の歳月が過ぎておりますが、未だ未着手の箇所があります。この堤防拡張整備はボーリング調査の結果、危険堤防ということで、拡張工事計画の地元説明が行われ、実施されたと聞いております。多くの地権者の方々は、防災、減災を求め、用地の提供をされたものと考えております。近年は、異常気象により想像を超えた集中豪雨が発生し、各地区に大きな災害をもたらしています。この災害に対して、新たな洪水ハザードマップが示されたところでもあります。都賀西地域の方々においては、想定を超えた豪雨が発生した場合、堤防拡張、未実施箇所から崩壊が始まるのではないかと危惧されております。この工事は、国土交通省の直轄工事ではありますが、危険と分かった以上町としても積極的に関与をしていく必要があるのではないかと考えております。この質問に際しましては、都賀西の方から同様の内容の投書をいただきました。またこの投書だけではいけませんので、数人の方にいろいろとご意見を伺いました。以上を踏まえて次のことについて伺います。1番、この工事はこれで終了するのでしょうか。

2番目として、完了するのであれば、拡張工事の経過の説明が必要と思われませんが、どうでしょうか。また、継続されるとあれば、今後の予定について、地元説明を行われる必要があると考えますが、その点はどうでしょうか。

3番目として未実施箇所について、堤防の強度を上げるため、他の工法を国土交通省として、検討をされていないでしょうか。

4番目として、住民、財産、生命は守る上で町として積極的な関与が必要と考えますが、町としての考えはどうでしょうか。

以上、4点について伺います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

日高議員の都賀西地区江の川堤防の未着手箇所への対応についてのご質問にお答えします。国の事業である都賀西堤防は、平成21年度より対策工事を実施いただいております。買収済みの区間は工事が完成しておりますが、ご指摘のとおり、未着手の箇所が残っている状況です。

1つ目の質問、この工事はこれで終了するのにかんしましては、国土交通省に問い合わせたところ事業としては、継続中の状態との回答でございます。

2つ目の質問、完了の場合、工事の経過について継続の場合は、今後の予定について地元説明が必要と考えるがどうするのかにかんしましては、現在に着手の堤防区間について、事業

用地の取得交渉が難航しており、現在に至っております。地権者との交渉について、継続して実施しているところであり、用地取得に向け引き続き努力してまいりたいとのこと、地元説明につきましては、計画変更する場合や工事を再開する場合には行いたいとの回答でした。

3つ目のご質問、未施工箇所について、堤防の強度を上げるため、他の工法の検討をされていないのかにつきましては、現在も継続して用地交渉をしているところであり、他の工法の検討につきましては、現在行っていないという回答でございます。

4つ目の質問、住民財産生命を守る上で町として積極的な関与が必要と思えるが、町の考えはどうかにつきましては、住民の方が心配されるとおり、近年、各地で大水害が発生する中、気候変動の影響により、さらに降雨量が増加し、水害が頻発化、激甚化することが危惧されています。町としましては、江の川下流域治水期成同盟会の一員として、都賀西地区のような未完成箇所、未着手箇所の早期完成と早期着工を強く要望してまいります。また、町といたしましても、国土交通省と情報共有をしながら、用地取得に向け積極的に協力してまいります。今年も出水期を迎え、不安に思っておられる方も多くいらっしゃると思います。災害から生命や財産などを守るためには、住民の皆さんが自ら命は、自らが守るという意識を持ち、自らの判断で早目に避難すること、行政はそれを全力で支援をさせていただくことが大切であるというふうに考えております。

●佐竹議長

日高議員。

●日高議員

大変、丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございます。ここにあるんですが、やはりここで聞かれているのは、これで終わるんじゃないかという住民さんの率直な声です。それともう1つは先ほど言いましたように、町も積極的にこの先ほど用地交渉と言われましたが、そういったことに積極的に関与をしてですね、やってほしいと。この質問で都賀西の方がもし聞かれたら、だいたい新たに計画変更された場合には、また説明があると。これで安心されると思いますし、まだ継続をされると、こういったことで安心をされると思います。それと町の方も積極的に参加をして、難題解決に向けて向かわれるということですので、都賀西の町民の皆さん期待をされると思います。質問に対しましては、これでいいんですが、ただ1点、こういったふうにまだ未整備地区があるということで、想定を超えた災害の場合には、若干危険があるんじゃないかなというふうに思います。その際の避難でございますが、都賀西の方にお聞きしました。当時は本郷とかいう話もありましたが、いわゆる都賀西の高台からまた危険になった場合は、最終的には比之宮ということがございました。当然、災害ですので、いわゆるそういった場合の避難の経路ですね、これにつきましては、都賀西地区でいえば、生谷線、こういったものが重要な避難をする路線になると思います。そうした意味で、その道の確保、こういったものについてはどのように考えておられるかちょっとお聞きします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

質問の中の避難路ということで、生谷線という具体的な路線名が上がっております。生谷線につきましては、総務課の方色々避難所の関係で、都賀西の方も回っておられました。その中で、住民の方から心配をされておられたということは聞いております。建設課といたしましては、現地の方、確認をいたしまして、マスとかなんかに落ち葉、枯れた枝とかということで、水が流れ出る、路面に流れ出るというような状況がないようにということで、点検をしまして、早急に対応するというので、業者の方に指示を出して、現在完了をいたしております。そういった生谷線につきましては、安全な通行ができるようにということで、これからも心がけていきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

日高議員のご質問でございますが、都賀西の従来の指定避難所と申しますのは、基幹集落センターを町としては今指定をしております。ただ洪水時の避難所として利用できない場合がございますので、その場合には、従来はまほろば福祉センターへ避難していただくというふうにしておりますが、今年度、コロナ対策と申しますか、3密を防ぐという意味で、分散避難をお願いをしております。分散避難ということで、比之宮公民館に避難していただきたいというお話を先日、都賀西連合自治会さんの方にもお話をさせていただきました。その中で、生谷線ですか、これの整備の話も出たところで、早速、建設課の方に話をして、整備を行ったところでございます。

以上です。

●佐竹議長

日高議員。

●日高議員

大変よく分かりました。生谷線、例えば災害になった場合、その路線が避難をする最終的避難、命だろーと思えます。そうした意味で、連合自治会の方にそういった話をしてあればですね、この質問をするまでもなくですね、都賀西の方、安心されると思えます。だいたいお聞きしたいことをすべてご回答いただきましたので、これで私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

●佐竹議長

日高議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前 11時 34分)

(再開 午後 1時 00分)

●佐竹議長

会議を再開します。通告5・中原議員。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

2番、共産党中原でございます。この度の一般質問に当たりまして、多くの先輩議員の皆さんがコロナ対策の中で、担当職員の皆さんが施策の対応と同時に、答弁の準備に時間を費やしたり、幹部職員の皆さんが長時間この議会に拘束される、こういうことを避けるために質問を自粛をされる、こういう中で新入りの私があえて質問に立たせていただくことを大変恐縮に感じておりますし、プレッシャーも感じております。しかも今日午後たった1人になりまして、私がないと午前中で終わったということもですね、一層プレッシャーを増しております。しかし、この間私が見聞きしました町民の皆さんの大変な苦しみやですね、苦悩ですね、そういった声、その一端でもお届けできればという思いで、あえて質問させていただくことにいたしました。新型コロナウイルスによって引き起こされました国民、町民の命と暮らし、営業に対するかつてない経験したことのないような危機的な状況、これは国民や町民の休業や自粛要請、これに応えるなど、大変な努力と医療や介護現場の関係者の皆さんの献身的な奮闘によって、緊急事態宣言の全国的な解除に至る、こういうことができていると思います。しかし、新型コロナウイルスの特性や治療薬や予防ワクチンがまだまだ開発途上にあることから、第2波、第3波への備えが必要なことは、専門家の皆さんがこぞって指摘しているところでございます。そこで、町としましてもこの間の色んな対策を打ってこられました。新型コロナウイルス対策の経緯を踏まえまして、町の個別の事情、条件を考慮して、第2波以降に備えることが求められているものと考えます。町長も5月12日の臨時議会での行政報告で、コロナ対策にあたって、町の個別の事情として、高齢者が多いこと、隣接する三次でクラスターが発生していること、この点を2点を上げられましたけども、私は今日ですね、3点この町の個別の事情、条件として3点を上げてですね、お考えをお伺いしたいと思っております。まず1つは、町の感染症対策を検討する上で、町の個別の事情を条件として、1つ高齢者、高齢世帯が大変多いこと。2つ目に町外に従業、通学するものが大変多いこと。3つ目に町内に病院がないこと。この3点を考慮することが大切ではないかと考えますが、このことについて町長のお考えを伺いたいと思っております。2つ目に上記の3点についての対策を具体的に伺います。まず、高齢者や高齢世帯が多いことです。昨年の6月議会でも私お伺いしましたが、高齢化率が47%、高齢夫婦の世帯が374世帯、高齢単身者あるいは466世帯、75歳以上の単身世帯が304世帯、こういうふうに、昨年の数字ですが、なっております。感染すると、重症化するリスクが多い高齢者のこと、このことに留意した対策が特に大切になっていると考えます。1つは、町内の介護施設に対する支援

であります。介護施設へ入所を可能ということで、介護度3以上の高齢者は200人前後に上ります。デイサービスの利用者は町内4箇所で約200人おられます。1つの施設では、今回のコロナの問題で、デイサービスを中断して配食サービスに切り替えられました。この介護施設内でも大変大きな変化があります。例えば普通の場合、入所している高齢者の方は一堂に会して運動をやったり、ゲームをやったりして過ごされます。それに介護職員の方がケアされる、こういう状態ですが、この介護施設内でも大きな変化、そういう集団、集めて対応するということが困難になっておりまして、細かいサービスを一つ一つ個別にやらなきゃいけない、こういう事態も発生しております。人手不足がそれだけでなく深刻な介護現場であります。このことで職員の方はですね、非常に大きな負担を背負って頑張ってくれました。全国的にはですね、介護崩壊ともいえる事態も発生しており、介護施設への支援が非常に大切になってるというふうに考えます。色々話題になりましたマスクや消毒、防護服こういうものの、この備えをですね、きちっと整えておくことも必要でありますし、入所者への面会支援もですね、これも大事になってると思います。面会ができないと、入所している方のストレスがたまる。症状が悪化する。こういう事態もありまして、この面会をどうするかということも施設の悩み、多くのところで面会制限をされております。これもやむを得ないことかと思いますが、タブレットなど使ってですね、できるだけ入所している方と家族との接触をですね、いろんな形で工夫されているところもありますが、このタブレットなどにも限りがありまして、なかなか大変になってるというふうに伺います。さらに、いろんな機器の中でですね、体温計といいまして、非接触型のもので、よく出てきますハンディタイプのものはちょっと額のところをかざせばですね、計れる体温計があるんですが、これも調べて見ましたら、ハンディタイプのものは大変高くてですね、1個20万円ぐらいするんですね。しかし、それ1個あれば1分間に60人ぐらいの人の体温が計れるということで、非常に有効なものであります。なかなか先ほどのタブレットにしてもですね、こういう非接触型の体温計なども施設で整えるのは、なかなか大変になっているというふうに思います。さらに、利用者が減少した場合の経営支援の問題もあります。利用者の方がそういうところへいくと感染するからということで、利用を控えられる場合もある。先ほどのデイサービスのように利用を中止するという事などによってですね、利用者が減少して、それが経営に影響を与えるということも生じております。食に対する支援も大事です。直接利用者に関わって、肌に触れてケアする。そういう介護従事者の方がなくしては介護は成り立ちません。こういった実態の中で、国に対してこの介護報酬の引き上げや支援をですね、要請することはもちろんであります。町としても対策をぜひお願いをしたい、このように考えております。訪問介護サービスへの支援も重要であります。このサービスを利用している方は、約町内で70人、社協の常勤のヘルパーさんは5人、非常勤のヘルパーさんが5人あわせて10人で対応してもらっているわけですが、この間もですね、大変な気遣いをしながら、訪問して来られたのですが、利用者にとっては、まさに命綱でありまして、訪問していただく、介護なくしてはですね、通常の生活が成り立たない。こういう方々でありますから、ぜひ

ひ、防護服でありますとか、先ほどいった体温計でありますとか、こういった準備もですね、必要なのではないかと、このように考えております。また、この訪問介護サービスを一手に引き受けている社協との連携強化、支援もですね、非常に大事でありまして、日常よりさらに連携を強めることが必要だと思っております。3つ目に認知症予防教室や運動教室、趣味の教室などのあり方の問題も、この平時の今こそ検討しておく必要があるんじゃないかと思っております。この間多くの高齢者の皆さんが通っていた公民館行事、趣味の会こういうところが相次いでに中止されると。毎日のように電話がかかってくる、あれはこれからやりません。これはやりません。こういう連絡がある。一方ではテレビをつけると、もう一日中コロナの報道してる。こういう中で、もう行き場を失った高齢者の方が、自宅にこもることによって、うつ状態に陥った方や、運動機能が低下した方も大勢おられます。宣言解除後、町が運動教室や介護予防教室をOT、PTなどの専門家を招いて再開されたことは、全く適切な対応であったと考えております。今も趣味などの教室などは中止された状態ですが、非常事態でこういう方々にどう対応すればいいのか、今こそ対策を考えておくことが必要と思われる。2番目に町内に働き場所が少ないことから、町の外に職を求める町民の皆さんが多いことも、この町の特徴の1つだと思えます。平成27年の国勢調査によりますと、町外で従業、通学する人は742人、うち95人が県外です。もちろん、この中には通学も入りますから、高校生なども含まれてると思えますけれども、この数字というのは、大変大きな数字でありまして、町内で働き学ぶ人のほぼ半分になります。もちろん自宅で働いている人は別ですが、自宅以外の町内で働いている人は1400人ぐらいおられるんですが、そのうちの半分が町外に出て働いておられる。で、これはその後、この町ですね、定住対策、移ってきていただきたいということの中に、町内になかなか仕事を見つけるのは大変ですから、働くのは、大田とか三次に行ってもらって、町内で住んでいただくと、こういうことも奨励しているわけですから、この数字はますます増加するものと思えます。ちなみに、27年の国勢調査の場合でも、県平均はですね、約15.7%なんですけども、美郷町の場合は約半分50.6%にのびますから。大変大きな特徴だろうというふうに思っております。今回は、隣接する三次市で、クラスターが発生しました。三次市には、かなり多くの町民の皆さんが通勤しておられますし、一部の方ではありますが、電話でお話を聞くこともできます。伺いますと、感染してもいけない。させてもいけない。もう本当に緊張の毎日だった。帰宅しても、すぐうちに入るわけではなくて、車の中で衣服を変えて電話をしてから家に入る、こういうこともやって来られました。食事をして、家族と団らんするということではなくて、できるだけ早く自室に閉じこもる。こういうこともやってこられたと、話も伺いました。ご近所の目もあり、出入りに大変気を使った。現地に宿泊しようかとも考えた。こういうお話がありました。電話を通してでもですね、その日々の緊張感が伝わってくる感じであります。これは、町外で働きに行っている働き先で感染者が出た場合の話なんですけども、町内で感染者が発生した場合には、もっと深刻な事態に至るというふうに考えられます。そういう点で、こういった町外に職を求めている町民の方が多いということを考えてです

ね、相談窓口の設置、町外就職者の実態把握、これは国勢調査でかなり細かい数字が出ておりますから、おそらく町でかなりプライバシー、個人情報に触れる問題もありますから、慎重な扱いが必要ですが、町外就職者の実態を把握しておく。このことも大事かと思えます。さらに、先ほどの話も出てきましたが、その町外で宿泊施設等に寝泊りしたい。こういうことを希望される場合に、宿泊場所の確保ですとか、宿泊料の補助、こういったことも考えておく必要があるのではないかというふうに思いました。さらに子どもさんをお持ちの場合は、大変真剣でありまして、子どもが学校で差別されないか。そのことを毎日毎日心配した。こういうお話も伺っております。これは町としてもですね、特別な通知も出されまして、子どもさんたちにですね、この人権教育、このことをかなり精力的にやってこられたというふうに伺っておりますが、引き続き子どもさんを含む人権問題への対応をですね、準備しておくことが大事ではないかというふうに考えております。3つ目、これが最後になりますが、町内に病院がないことも個別の条件であり、町民の不安の種でもあります。大田市と邑智郡エリアとする大田医療圏、ここに4つの病院がありますが、美郷町には病院がありません。幸い、このたびは町内で感染者はなく、町民の皆さんが心配しておられるような自体には至りませんでした。それだけに2波に備えるこの時期に検討しておくことが必要ではないかと考えております。美郷町も参加し、邑智郡3町が共同で運営する公立邑智病院を初め、圏域内の医療施設との連携を密にしておくことは必要なのではないかというふうに思えます。特に邑智病院、町内の医療機関含む感染症問題での連絡調整機関の設置なども検討していただけないかと思っております。さらに在宅医療従事者ですね、看護婦さんですとか、そういう方の把握、それからその方々の協力をいただくということもこの時期にやっぱり検討して準備しておく必要があるんじゃないかというふうに思えます。それから今回は、町内で感染症も発症者もありませんでしたが、そういう自体にも備えて、軽症者などの療養隔離施設をですね、確保すること。これに例えばユートピアですとか、それからバカンスハウスですとか、そういう町営の宿泊施設などを活用してですね、軽症者、感染者の方などが療養隔離できる、こういう準備を今からしておくということも必要ではないかと思えます。食事が何処が提供するのかというようなことも、あらかじめ考えておかないと間に合わないのではないかというふうに思っております。以上、少しくどくなりましたけれども、町長がおっしゃった2つの条件、これに加えて私は3つご提案をさせていただきます。ぜひご検討をお願いをしたいというふうに考えます。

以上でございます。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは中原議員、この間の新型コロナウイルス対策の経緯を踏まえ、町の個別の事情・条件を考慮して、第2波以降に備えるために、のご質問についてお答えをします。

まず、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、基本的な考え方を申し上げたいと

思います。まず、新型コロナウイルス対策を進める中で生活や経済活動が制限されて発生している住民の生活支援、健康支援や事業者への経済的支援といった福祉的な問題への対応に関しましては、各自治体において事情が異なることから、置かれている状況に応じて自治体ごとに工夫を凝らした独自の支援策を策定、実施することが望ましいと考えます。実際に、このたび国から新型コロナ対策費用として臨時交付金が全国の自治体に配分をされましたが、国から示されたのは自治体ごとの交付金の総額であり、使途につきましては、地域の実情に沿って自治体が策定、申請する仕組みとなっています。一方で、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者などに対する疫学的・医療的な対応に関しましては各自治体によって異なる対応をとるのではなく、専門的な知識やノウハウ、設備を備えた医療機関や組織的な体制が整っている都道府県と管轄する保健所が指導して、疫学的な見地から全国で統一された対応や手順がとられることがまずは原則だと思います。逆に専門性に乏しく、職員の数も少ない単位自治体が素人考えで独自の対応行うことは、かえって感染を拡大したり、感染者の重症化を招いたりといった大きな危険性もはらんでいるのではないかと思います。よって、感染者や濃厚接触者等への対応につきましては、県や保健所の指示により、県が指定した病院に入院してもらうという方針を県からもいただいております。また、何らかの事情で入院ができない場合の宿泊施設の用意なども県が既に対応されており、町が宿泊施設を用意するなどの独自の対応を別途検討する予定はございません。

次に、介護施設への支援につきましては、これまでも各施設等を頻繁に情報交換を行い、今回の感染症の流行が始まった3月以降町内のすべての介護及び障害福祉の事業所、保育所へマスクや消毒薬など不足した衛生物品を適宜町から支援してまいりました。今後も、町内福祉事業者には必要な物品の支援を継続していく所存です。町内の福祉事業所への経済的な支援につきましても、他の事業者と同様に、国の持続化給付金や雇用調整助成金、また美郷町緊急経済対策事業継続支援金などの活用が可能であり、条件を満たされる場合には、これらの制度の活用を検討いただいております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、美郷町においても、外出自粛による心身の機能低下が危惧される高齢者が増えています。そこで、先ほどお話いただきましたように、6月から町内14カ所で、ICTを活用した認知症予防教室や、リハビリ専門職による運動教室など高齢者の運動不足、介護予防に重点を置いた4つの健康教室を順次実施していく予定にしています。

次に、大田圏域の町内外の医療機関との連絡調整や医療体制の構築ということにつきましては、既に島根県と県央保健所にしっかり中心になって対応していただいております。美郷町としましては、その指導に従って全面的に協力をさせていただくという体制をとっております。また人権に関しましては、様々な場面において、人権に配慮した対応が極めて重要であるというふうに認識しています。感染者や濃厚接触者、そのご家族のプライバシーが守られることが何よりも大切です。そして医療関係者や感染地域への通勤者といった方が、事実でない情報や噂で偏見を持たれたり、差別されたりすることは絶対に避けなければなりません。引き続き子どもさんも含めましてすべての町民の人権に配慮した対応を心がけてま

いりたいと思います。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

最初にお伺いしました。私が、町の個別の事情を条件として3点を挙げさせてもらっているんですが、ここを対策をしていく上でのですね、留意点として考えるということについて、これは良いというふうに受け止めていいんでしょうか。

●嘉戸町長

番外、町長。

●嘉戸町長

町の特色といいますか、そういうことに、この高齢者、高齢世帯が多いとか、町外へ通勤、通学をされてる。あるいは病院がないと。これは事実でございますので、事実に関して言えばおっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、1つが生活支援、健康対策あるいは事業者への支援といった福祉的な対策につきましては、町として色々な工夫を施して、細かく町民の皆さんや事業者の声を聞いて、できるだけスピーディーにやっていくということが非常に重要だというふうに思っております。ただ先ほど申し上げましたように、医療的な対応ですとか、あるいは疫学的に対応しなければいけないといったことに関しましてはですね、町独自で動くというよりも、島根県それと県央保健所というところが、県民全体に対しての指導、イニシアチブをとってやっていっておりますので、町の今の特色が、そういうのはあるんですけども、やはり島根県、県央保健所というところにご指導いただきながら、しっかりそれに協力していくということが医療的な対応としては、原則、基本になるのかなというふうには思っています。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

私も今日、お願いした点はですね、医療や介護の専門的な技術的な対応に至る部分をお願いしたつもりではないんですね。主として、もちろん、それから県やですね、国と独立して、そこと相談もなく色んなことをやるということでは、まずいというふうに私も思っております。ですから、専門的な知識の必要なものについては、県・国等ですね、指導を受けながら、また相談しながらですね、対応することはどうしても必要なことだというふうに思っておりますが、今日私が3つの点について、お願いしたことは、そういう専門的な知見におよぶものではなくてですね、かなり外形的に支援できるものではないかというふうに思っております。例えば、申し上げましたように、デイサービスを辞めて配食サービスに切り替えられた。このことによって通所することによってですね、日常の体力ですとか、生活を維持してきたようなお年寄りが、通所できなくなる、デイサービスが利用できなくなる。こういうふうな事態の時にですね。他の施設で、今回の場合は、だいたい他の施設で受け入れて

いただいでですね、要するに、放置されるようなことはなかったと私も承知しております。しかし今こういうことがですね、今回は美郷町の場合は感染者が出たわけでもありませんし、そういう意味では、非常に幸いにことが推移したというに思っております。しかし、第2波、第3波ということ考えた場合はですね、色んな想像をめぐらして、想定をですね、立てて対応しておかないと間に合わないものもあると。そのことをお願いをしているわけですし、例えば介護施設などでももちろんマスクですとか、消毒液とか防護服、こういう点についての補充は町と連絡は密にされてるんだと思いますが、そういうことを見越してですね、準備しとく問題もありますし、それからさっき提起いたしました入所者への面会支援ですね、こういうものは中々それぞれの施設だけでは対応できないんじゃないかというふうに考えておまして、を面会支援のタブレットの問題ですとか、非接触型の体温計の問題ですとか、こういう点などについてのお考えはありませんでしょうか。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

中原議員の今のご質問でございますが、1点目デイサービスとかへの物品、体温計等は既に確認いたしましたら、介護施設等は今先を行っておられまして、役場以上に早く、非接触性の体温計をご購入でございます。で、非接触型の体温計は、いろいろ値段に幅がございますが、1万円少しとか1万円弱ぐらいでも手に入るものもございますので、そのあたりで皆さん介護施設の方は、役場よりもいち早く皆さんそれをご購入で、ちゃんとご利用になっているということは、各施設、確認しております。物品的にも先ほど言いましたように、一時、ちょっと物品が国内でも少なく、マスク、消毒薬については、随時定期的に、月2回ぐらい、私の方から各介護施設、先ほど出ました障害施設も保育所も定期的にお声をかけて、物品が足らなくなるかというお問合わせをしたり、なくなったときは、事前にいただくようにしております。で、今後も先ほど町長が申しましたように、今後は第2波を考えた時、今はマスク消毒薬等を中心でございましたが、第2波の時には今のところ原則入院ということ島根県は言っております。軽症の場合で、もし軽症者が多い場合は、施設を先ほど町長がちょっと言われたように、県も対応を検討しておられますけれど、今後、そういう場合がおきる可能性がある場合に備えまして、感染症の防護服やフェイスシールドは備蓄はございません。で、役場にはございますが、そのあたりを見込んだ備蓄を役場も考えておりますし、今後はいろいろ交付金等が出ましたら、そのあたりの備蓄備品を各町内の事業所さん、高齢者だけではなく障害も含めまして施設の方にお問合せして、今後は備蓄に努めてまいりたいと思っております。それからもう1点、デイサービス等の感染症の対策ですが、確かにご負担が職員の方施設の方大きいと思っておりますので、そのあたりは今県にも、こないだ先日会議がございましたと時、申し入れをお願いいたしまして、感染症対策、施設の方の職員を対象とした感染症防護の対策、環境整備もですが、その感染症の時の対応等や、ガウンテクニック等、感染予防の体制についての研修会を早期に県のご指導の元やっただくよ

うに要望していたところですので、今後はその備品の備えとともに、各高齢者だけではなく福祉施設に関しての職員の方を集めてどういう単位なるかわかりませんが、感染症の研修会をしていただくように、そうすると今後の第2波、第3波に備えることもできますし、ご不安を職員の方、ご負担の軽減にもなるかと思うので、今申し出をしているところでございます。それから続きまして面会のことでございますが、面会のタブレットの活用に関しましても、事業の助成があるのがございますので、そのあたりもうちょっと施設、高齢者福祉施設あたりを中心にお問い合わせしましたら、検討はしておられますが、やはり物だけではなく、その活用等辺りが、やはりあの入所者の状況等も踏まえたときに難しい問題が多く、助成金をもらって購入すればいいというものでもなく、今、その対応についてご検討しておられるというお返事をいただきましたので、もしご要望がある場合は、そのあたりを色々助成できるように制度を活用したり、ご支援していきたいと思っております。それと後は社協等の連携でございますが、ヘルパーさん等の不安、他の施設の不安もございますので、町としましては2カ月に1回、居宅連絡会という連絡会を開催しております。そこにおきまして、いろいろなお困りのことや、ご不満を、ちょっと中止しておりましたが、今月また再開する予定にしておりますので、そのあたりでも意見を聞きながら、今後の町の体制各施設職員の方への支援をしてみたいと思っております。よろしいでしょうか。

●中原議員

大変丁寧なですね、準備もしていただいております、私は評価するものです。ただ、訪問介護をやっておられるヘルパーさんなんかのお話を聞きますと、もし感染者が出たりするとですね、もう訪問にいけないんじゃないかということをお心配しながら、仕事をしたと言っておられるんですね。もちろん防護服の問題もありますし、そういう感染者、相手が感染した、また自分のいる場所が感染したと。いずれの場合もですが、そういうことが起こらないことを思いながらやったんだけど、もし、そういう事態になったらですね、もう実際にこういう訪問活動なんかできないんじゃないかという心配もされていたんですね。ですから、今おっしゃったようにそういう場合も想定した研修やですね、そういうこともぜひ県とも相談をしてですね、やっていただくというのは非常に有効で、発信して仕事をされるということにはなかなかならないんでしょうけども、それでも、そういう対応については、知識だとか、訓練等だとか、そういうものが行き届いているのと、行き届いていないとでは、大きな違いが出てくると思いますので、ぜひそこら辺はですね、強めてやっていただきたいというふうに思っております。それから、私の質問した中で、認知症予防だとか、そういうのを今回再開をされてですね、良かったんですが、まだ主婦の会だとかなんだとか公民館活動の部分では、1年間やれない、やらない、そういう計画のところはかなりありますね。そうすると、これまでそういうところへ一生懸命通って、自分の身体機能を高めたりですね、あるいは知的に衰えていくことを防止したりすることで、頑張っておられた方々が、行き場を失った状態にあるわけですが、ここについて、大変難しいことで、小学生や中学生のようなわけにはいかないと思ってるんですが、どういうふうにご対応していったらいいの

か、お考えがありました。私もまだそういう知識だとかですね、知恵がないものですから、もしお聞かせ願えたらと思います。

●佐竹議長

教育課長。

●漆谷教育課長

公民館の活動のことに触れいただきましたので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。公民館活動につきましては、4月、5月のところで、今年度の受講生を募集して、大方決まったところではございましたけれども、コロナの対応というところで、先の見えない状態ではございましたので、また、それぞれ受講者の方からは参加費もいただいた上での講座ということでしたので、いったんこれを白紙に戻して、受講料皆さんにお返しをして状況が落ち着いたところで、できることを再度考えていこうということで、そういった対応にさせていただきました。6月1日から貸館の事業も再開をいたしまして、公民館の方、ご利用いただくことも、色んな制約がございますけれども、できるようになりました。今、各公民館では、この状況で、今後やっていける活動はどんなものかということを再構築しております。今年度については、特に参加費をいただかないんで、色んな事業を組み合わせながら、皆様にフリーに参加していただけるメニューを考えているところでございまして、今計画がほぼでき上がったところですので、これから公民館の方が実施を始めるところでございまして。色々な面で皆様にご心配をおかけしておりますけれども、本当に皆さんの健康、心と体の健康をまず第1に考えていくのが、公民館の役割と考えておりますので、これから頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

それも今のお答えをいただいて少し安心をいたしました。このコロナ禍がですね、例えば来月で治まるよということならいいんですけども、そうじゃないと。一年も続くかも分からないと。ということが想定される中でですね、そういう問題がどうなっていくんだろうというのを、非常に大きな心配の種になっております。経験したことの無いことですので、中々これはこうするというような答えが直ちに出るっていうようなことじゃないと思いますけれども、色んな工夫をして何らかの形で、今までそういうことに参加していた人たちがですね、参加意識を持って、体も動かす、それから頭も使うということで、うつ状態になるとかですね、運動機能が低下するということが、少しでも抑制できるようなですね、対策をぜひご検討いただきたいというふうに思っております。それから、次の町外に職を求めている方が非常に多いという問題についてなんですが、相談窓口というのは、一般的には、門戸を開けてあるんだと思うんですけども、こういう町外就職者の方のですね、相談をどう受けるのかというので、窓口の設置や検討は考えられるのでしょうか。それとも一般的に、とにかく相談があったら来てちょうだいと、こういうことになるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

町外の方へお勤めとか、そういうふうな区分けでの相談ではなく、やはりコロナに関するご相談ということで、保健所を中心に県もやっておりますけれど、それと合わせましてやはり身近なところということで、町の健康福祉課の方が、保健師の対応で、広く今後も相談対応にさせていただきたいと思っております。それに対しては、引き続き相談窓口として対応するというのを、IP放送等、ホームページも通じまして、また広く周知を図っていきたいと思っておりますし、今6月から始めました介護予防の教室等で、各地域を細かく回りますし、高齢者に関しましては、認定調査やご相談等で回りますので、そのあたりで、高齢者の方が接する機会は多いかもしれませんが、地域の方に、やはり広く相談があれば相談窓口として、役場の方と相談をということさらさらPRしたり、コロナに関する正しい知識についての復旧を介護予防教室の場でも、随時保健師が参りまして、お話をしていきたいと、今後さらに合わせて思っておりますので、その辺りで広く相談をしていただきやすいように周知に努めたいと思っております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

色々ご検討していただくということでもいいと思うんですが、私がお電話でお聞きしたような方々の中にはですね、自分がもし感染しちゃったらですね、勤めている地域のところで相談に行くのか、あるいは、夜だけ帰ってくる、住んでるところにですね、相談をするのかということ迷ったというようなお話もあったんですが、それは原則は居住地に相談をしてもらうということで、それでよろしいでしょうか。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

はい。中原議員がおっしゃいますとおり、居住地、居住地でないところも、ご相談されたら対応はされると思っておりますけれど、特に発生地域となっているところは対応されますが、やはりお住みになっているところで今後の対応をするということになっておりますので、美郷町の住民の方は美郷町が相談対応を中心にさせていただきたいと思っております。そうしますと県とか、そのあたりのPCR検査等の対応も、そういう流れに全部フローチャートができておりますので、それでさせていただきたいと思っております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

それと、町外就職者の場合ですね、これは先ほども言いましたけど、個人情報に触れるも

のが多いので慎重な扱いが必要なんでしょうけども、町外就職者の国勢調査では数字を出してるんですけど、その個票というのは、町で保管、保管というんですかね。おと町で管理されてるんでしょうかね。町外に働きに行っている方の色々な個別情報ですね。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

今ご質問の方の国勢調査の個別の表ということでございますが、こちらにつきましては、町の方では、全体の数字は把握しておりますが、個別については把握はしていないということでございます。

●中原議員

そうすると、個票を含めて、それは国が持てるということですね。町で分かっているのは、私も見たホームページで、数字を見ると。こういうことなんですよ。分かりました。それから、先ほどそちらでもお聞きしたんですが、そういうどちらかで勤め先あるいは美郷町内で感染症が発生したと、そういう場合にですね、あんまり頻繁に出入りすることがだんだん難しくなってくるというふうな場合ですね、どちらかに宿泊所を設けてですね、そこで滞在をするというふうな場合に、宿泊料の補助とかそういう支援は可能なんですか。またこれから検討される用意があるのかどうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず町外の就職者の実態把握のところにつきましては、今議員おっしゃられるようにですね、感染者でも濃厚接触者でもない状況で、その町民を対象に、町外で働いているということだけをもってして、プライバシーに踏み込んで情報収集というのは、これはちょっと行政の立場としてはかなり難しいんじゃないかなというふうに思います。それと、実際の感染者、濃厚接触者でもですね、行政として、固有名詞を聞かせていただけるかどうかというのは、これ聞かしていただけないというふうに原則は思っておりますし、実際、そういうものだそうです。よほどご本人が全てオープンにして、こういうふうにするということに同意されれば、知ることはあるかもしれませんが、そういうふうにはプライバシーの部分につきましては、なかなかこれは難しいというのが現状でございます。それで今、施設の宿泊された時に、その支援をするのかということでございますけども、1つは緊急事態宣言が発出されるなどして、町外とのこう往來を注意をしていただくといったような場合につきましては、今回と同じように、まずは自宅で待機をしていただいて、できる限りの不要不急の外出を控えていただくということが、まずは原則ではないかなというふうに思いますし、宿泊料の支援というのものなかなかスキーム上、泊まったよと言って、領収書を持ってこられて、じゃあ払うのかとかですね、個別のそういう方だけに払うのかとか、ちょっと色々な問題点もあろうかと思えます。とはいえ、この度も自主的に仕事を休まれて、自宅にいらっしゃった

というふうな方も聞いておりますので、今後も基本的には自宅待機で、不要不急の外出を控えるということが原則ですけども、今後も色んな事情があると思いますので、細かく相談に乗りながら、県とか保険所に相談しながら、町民の健康、あるいは感染防止というところに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

●波多野議員

中原議員。

●中原議員

仕事に行かないでですね、自宅で待機できるという方の場合はですね、まだいいんだと思うんです。問題は、もう色んな事情からですね、働きに行かなくちゃいけない。例えば病院で勤めている。あるいは介護施設で勤めている。そういう人は、もう待たなしでして出勤が求められると。こういうケースなどもあるので、ぜひそういうこともあるということを念頭にですね、検討をお願いできればというふうに思います。それから、次に移りますが、町内に病院がないということで、この場合は県が仕切ってるということですから、県に何て言いましたかね、宿泊の広域入院調整本部というのが県にあって、そこで調整されるというふうになっております。それで、私が確かめておきたいと思っておりますのは、そういうどの時期だったかはちょっと記憶はないんですが、県が病院以外で軽症者だとか、そういう人を受け入れる施設をね、募集してる時があったんですね。それで募集がどのぐらいあったのかなっていうのは、ちょっと私確認してないんですがそういう県が、そういう施設を募集してる時ですね、やはり美郷町などは手を上げて提供すべきではなかったかというふうに思っているんですが、その点の考えはどうでしょうかね。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず島根県では、軽症者とか無症状者を受け入れる療養施設の借り上げ費用として4月に専決事項としまして、4億5000万の予算を確保されてまして、実際には45室分、1つのたしか宿泊施設だったと思うんですが、を確保をされております。ただ、美郷町が手を上げるという、そのメリットとか町民にとっての何か利点というの、少しよく分かりませんし、確かいろいろ条件があって、何室以上とかですね、あるいは病院から近いとかですね、ってというような幾つかの条件がありますので、町が手を上げるというよりも、これは民間のホテルですとか、ビジネスホテルというところが、個室がたくさんありますので、こういうところこそこういう療養者を数多く収容するには適した建物ではないかと思っておりますので、美郷町、残念ながらビジネスホテル的なものもございませんし、この県のこの予算の中ではですね、感染者の受け入れが開始された場合には、すぐに駆けつけられ医師1名と常駐看護師2名というのも配置されるということとセットでございますので、美郷町というのは、多分選ぶ際の選択肢にはちょっと入ってこないんじゃないかなというふうには思います。

●佐竹議長

中原議員、後2分でございます。

●中原議員

もう終わりにします。実は、今日ですね、一般質問でご提起したような内容は、4月の16日にですね、私の議員の要望書として、町長宛てにお出しして回答もいただいております。ちょうどその時期は、非常事態宣言が出たりですね、かなり盛んな時でしたので、お互いに議論してどうこうという訳にいきませんでした。従って、今日改めてその後の聞いた状況などを含めてですね、質問さしてもらいました。私はこういう中では、今、平時ではないんですけれども、大きな波が去って、次の波が来るまでの準備の期間ということですので、この時期にある意味では冷静に、しかし具体的なことを経験してきておりますから、心配もしている。で、町民の方も色んなこの目に遭って、心配もし悩みながら2ヶ月間ぐらいを過ごしてきておられる。そういう時期に立ってですね、改めて検討すべき内容もあるんじゃないかということで、あえて提起をさせていただきました。今日の中で、今後、具体的に検討していくということもお約束いただいたものもありますし、そういう検討の土台にしていたいくこともできるんじゃないかということも確認できましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●佐竹議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は明日10日水曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労様でした。

(散 会 午 後 2 時 0 1 分)